

## 介護保険法施行法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 改正の要点

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した低所得者について経過的に講じられている利用者負担の軽減措置について当該措置の期間を五年間延長すること。（第十三条関係）

### 第二 施行期日等

#### 一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。

#### 二 この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二条関係）